第1回定例会 議案第15号

安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 30 号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

### 第4条 (略)

- |2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に|2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に 応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定 めるものとする。ただし、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前 子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
  - (1) 認定こども園 法第19条各号 に掲げる小学校就学前子ど もの区分
  - (2) 幼稚園 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの 区分
  - (3) 保育所 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの 区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

### 第 5 条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

# 第6条 (略)

- |2 特定教育・保育施設(認定こども闌又は幼稚闌に限る。以下この項にお|2 特定教育・保育施設(認定こども闌又は幼稚闌に限る。以下この項にお 学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総 数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区 分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受け た順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・ 保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選 考しなければならない。

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

#### 第 4 条 (略)

応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定 めるものとする。ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学 前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び 満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ど もの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの 区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの 区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

第 5 条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

- いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号 に掲げる小 いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小 学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総 数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区 分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受け た順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・ 保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選 考しなければならない。
- |3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお|3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお| いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号 又は第 3 号 いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号 にいて同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号 にいていている。

に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数 を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の 程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められ る教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するもの とする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 (略)

いて同じ。)は、法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保 育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が 行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合 第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合 は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教 育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっ ては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7 条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教 育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号 に掲げる小学校 就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第 20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

第9条から第12条まで (略)

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 (略)

に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数 を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の 程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められ る教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するもの とする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

|2 特定教育・保育施設(認定こども闌又は保育所に限る。以下この項にお|2 特定教育・保育施設(認定こども闌又は保育所に限る。以下この項にお いて同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保 育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が 行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教 育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっ ては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第7 条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教 育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校 就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第 20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

第9条から第12条まで (略)

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 (略)

2及び3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保 育において提供される便官に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の│ 育において提供される便官に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の 支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
    - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認 定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合簋額が それぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の 提供
      - (ア) 法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 77,101円
      - (イ) 法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子ども を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77.1 01円)
    - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにお いて同じ。)が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は (イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当する ものを除く。)
      - (ア) 法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学 校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者 である者を除く。)である者
      - (イ) 法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのう ち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
    - ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
  - (4)及び(5) (略)

2 及び3 (略)

支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
  - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認 定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合簋額が それぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の
    - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 77,101円
    - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子ども を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77.1 01円)
  - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3 学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにお いて同じ。)が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は (イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当する ものを除く。)
    - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学 校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者 である者を除く。)である者
    - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのう ち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
  - ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4)及び(5) (略)

5 及び6 (略)

第 14 条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- |第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、|第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、 それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の V )
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども闡(認定こども闡法第3条第1項又は第3項の認定を受 けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2 5条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程そ の他の教育内容に関する事項をいう。)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚 生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容に ついて内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

第 16 条から第 19 条まで (略)

(運営規程)

- |第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事||第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事 項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておか なければならない。
  - (1)から(3)まで (略)
  - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号 に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあって は、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教 育・保育の提供を行わない日

5 及び6 (略)

第 14 条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならな│状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならな V)
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども闡(認定こども闡法第3条第1項又は第3項の認定を受 けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2 5条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程そ の他の教育内容に関する事項をいう。)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚 生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容に ついて厚生労働大臣が定める指針
  - (略)

第16条から第19条まで (略)

(運営規程)

- 項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておか なければならない。
- (1)から(3)まで (略)
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあって は、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教 育・保育の提供を行わない日

(5)から(11)まで (略)

第 21 条及び第 22 条 (略)

(掲示等)

に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込 者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示す るとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直 接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行 うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の 閲覧に供しなければならない。

第 24 条及び第 25 条 (略)

第 26 条 削除

第27条から第34条まで (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

- じ。) が法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法□教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法 第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- |2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合|2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合|

(5)から(11)まで (略)

第 21 条及び第 22 条 (略)

(提示 )

|第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所||第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所 に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込 者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない

第 24 条及び第 25 条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限 る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者 は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定に より懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措 置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を感める等その権限を濫用] てはならない。

第27条から第34条まで (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

- |第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同|第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同 じ。) が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・ 保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規 定により定められた法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子ども に係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場。 合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施 設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項に おいて同じ。)を、それぞれ含むものとして、前筋(第6条第3項及び第 7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提 供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げ る小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第 2 号に掲げる小 学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に 掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別 利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける 者を含む。)」とする。

## (特別利用教育の基準)

- |第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同|第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同 じ。)が法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、 法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合2 には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・ 保育施設を現に利用している同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規 定により定められた法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子ど

には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・ 保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規 定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ど もに係る利用定員の数 を超えないものとする。

特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場 合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施 設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項に おいて同じ。)を、それぞれ含むものとして、前筋(第6条第3項及び第 7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提 供している施設 限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げ る小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同項第 2 号に掲げる小 学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に 掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別 利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける 者を含む。)」とする。

#### (特別利用教育の基準)

- じ。) が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、 法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合 には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・ 保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規 定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ど

もに係る利用定員の総数を超えないものとする。

合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施 設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提 供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込 みに係る法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子ども」とある のは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学 前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項 中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項 第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条 第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同 じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模 保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をい う。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。) 及び小規模保育事業 B 型(同 令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。)

もに係る利用定員の数 を超えないものとする。

|3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場||3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場 合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施 設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7 条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2 項中

「利用の申込

みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とある のは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学 前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「同項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項 中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項 第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条 第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法)第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法 第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同 じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模 保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をい う。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。) 及び小規模保育事業 B 型(同 条 に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。)

にあっては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 3 条において同じ。)にあっては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては 1 人とする。

|2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保|2 育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育 事業所」という。) ごとに、第 19 条第 3 号 に掲げる小学校就学 前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、そ の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事 業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学 前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事 業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学 前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規 定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員 (同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学 前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 1 9条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前 子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第 38 条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第 19 条第 3 号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

にあっては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 3 条において同じ。)にあっては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては 1 人とする。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保 育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育 事業所」という。) ごとに、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学 前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、そ の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事 業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学 前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事 業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学 前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規 定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員 (同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学 前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 1 9条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前 子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第 38 条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 及び4 (略)

第 40 条から第 43 条まで (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理 大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就 学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行 わなければならない。

第 45 条から第 50 条まで (略)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- |第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校|第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域 型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。
- |2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供|2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供 する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数 及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ど も(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあって は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超え ないものとする。
- |3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提||3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提 供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保 育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育 給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとし

3 及び4 (略)

第 40 条から第 43 条まで (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働 大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就 学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行 わなければならない。

第 45 条から第 50 条まで (略)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域 型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。
- する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数 及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ど も(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあって は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超え ないものとする。
- 供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保 育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育 給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとし

て、前節 (第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及 び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定 を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る 法第 19 条第 3 号 に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利 用の申込みに係る法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子ど も」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを 除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52) 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、 当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲 げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認 められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域 型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正 な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ るのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法 第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条 第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費 用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除 く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」 とする。

(特定利用地域型保育の基準)

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域|

て、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及 び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定 を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利 用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ど も」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを 除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、 当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第 3 号に掲 げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認 められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域 型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正 な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ るのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条 第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前 3 項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費 用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除 く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」 とする。

(特定利用地域型保育の基準)

|第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校|第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域 型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業 型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。

- |2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供||2 する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数 及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定 により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地 域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条 第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- |3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提||3 供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保 育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この 前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保 育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地 域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ど もに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第 29 条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市 町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは 「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第 4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る 第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と する。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第 53 条 (略)

|2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出|2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出 については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、 については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、

の認可基準を遵守しなければならない。

特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数 及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定 により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地 域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条 第2項の規定により定められた利用定員の数 を超えないものとする。

特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保 育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この 章 の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保 育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地 域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ど もに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第 29 条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市 町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは 「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第 4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る 第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と する。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第 53 条 (略)

当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

をもって調製す

るファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) (略)
- (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、令和6年4月1日から施行する。